

三次市教育委員会会議録

1 日 時 令和 8 年 5 月 25 日 (月)

開会 13 時 00 分

閉会 13 時 30 分

2 会 場 三次市役所本館 6 階 607 会議室

3 出席委員 教 育 長 迫 田 隆 範
委 員 井 岡 直 美
委 員 小 川 治 孝
委 員 前 田 奈 美

4 出席職員 教 育 部 長 宮 脇 有 子
教 育 部 次 長 藤 本 裕 佳 里
教育企画課長 渡 部 真 二
学校教育課長 新 谷 勝 治
学校給食担当課長 小 原 謙 二
社会教育課長 山 西 正 晃
教育企画係長 高 野 寛 久
教育企画課主任主事 平 奈 菜 巴

5 議事日程

- (1) 議案第 12 号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案に関する意見について
- (2) 議案第 13 号 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案に関する意見について
- (3) 議案第 14 号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に関する意見について

6 報告事項

(1) 報告第 5 号 三次市教育委員会共催及び後援に関する取扱要綱の制定について

迫 田 教 育 長 ただいまから、教育委員会会議を開催する。

本日、藤井議員から欠席の連絡をいただいている。

迫 田 教 育 長 これから議事に移る。議案第 12 号から議案第 14 号は市議会に提出する案件のため、公開になじまないものとする。については、三次市教育委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、議案第 12 号から議案第 14 号は非公開とし、報告第 5 号は公開が適当と考えるがいかがか。

委 員 一 同 一異議なし一

議案第 12 号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案に関する意見について
(市議会に提出する案件のため非公開)

議案第 13 号 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を
改正する条例案に関する意見について
(市議会に提出する案件のため非公開)

議案第 14 号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案に関する意見について
(市議会に提出する案件のため非公開)

迫 田 教 育 長 続いて、報告第 5 号について事務局の説明を求める。

教育企画課長 一報告第 5 号資料に沿って説明一
以上、説明とする。

委 員 一 同 一了承一

前 田 委 員 内容がかなり増えているが、どこが変わったのか。

教育企画課長 以前の基準には、共催・後援・協賛の基準の定義がなく、様式も定めていないことから、基準を整理し、様式も定めた。

前 田 委 員 第 3 条(1)アの「学校教育、社会教育、生涯学習、スポーツ及び文化芸術の普及並びに振興に寄与する団体等であること。」とあり、これら全

てを満たすものでなければならないという書き方をしているが、全てを満たす団体はないと思う。スポーツ団体であればおそらくスポーツしかない、学校教育団体であれば学校教育に注力しているところが多いと思う。「このうちのいずれか」としなくてよいのか。

もう1点、第7条3の「教育委員会は、共催又は後援の承認の取消しにより損害が生じても、賠償等の責任を負わないものとする」とある。責任を負いたくない気持ちは分かるが、責任を負わないものとする書いたところで意味はない。駐車場を書いてある「ここに駐車したら罰金を取ります」と同じくらい違和感がある。基準通りに行っていれば不法行為だと言われても責任を負うことはないが、負うか負わないかについては最終的に市が決められない。市が決められないことを要綱に入れるというのはどうなのかと思い意見した。

教育企画課長 第3条(1)にある「全て」は、アイウエオ全てに該当するという意味であり、学校教育、社会教育、スポーツ等の全てを振興する団体である必要があるという意味ではない。

前 田 委 員 今説明されたとおりの意味だと思ったが、文章の書き方として意見を申し上げた。内容としては理解している。

迫 田 教 育 長 その他なければ、報告第5号についてはよろしいか。

委 員 一 同 一了承一

迫 田 教 育 長 以上で、本日予定した議事等は全て終了した。
本日の教育委員会会議を終了する。

終了時間 13 時 30 分